

北上市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

北上市生活保護法施行細則（平成12年北上市規則第39号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(備付書類) 第2条 福祉事務所長（以下「所長」という。）は、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならぬ。 (1) <u>面接記録票（様式第1号）</u> (2) <u>保護台帳（様式第2号）</u> (3) <u>保護決定調書（様式第3号）</u> (4) <u>保護金品支給台帳（様式第4号）</u> (5) <u>ケース記録票（様式第5号）</u> (6) <u>受付簿（様式第6号）</u> (7) <u>ケース番号登載簿（様式第7号）</u> (8) <u>保護申請書受理簿（様式第8号）</u> (9) <u>医療券交付処理簿（様式第9号）</u> (10) <u>介護券交付処理簿（様式第10号）</u> (通知) 第3条 [略] 2 所長は、被保護者が居住地を市外に移転したときは、速やかに、必要な決定を行い、 <u>転出通知書（様式第11号）</u> により、新たな居住地の福祉に関する事務所の長に通知しなければならない。	(備付書類) 第2条 福祉事務所長（以下「所長」という。）は、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならぬ。 (1) <u>面接記録票</u> (2) <u>保護台帳</u> (3) <u>保護決定調書</u> (4) <u>保護金品支給台帳</u> (5) <u>ケース記録票</u> (6) <u>受付簿</u> (7) <u>ケース番号登載簿</u> (8) <u>保護申請書受理簿</u> (9) <u>医療券交付処理簿</u> (10) <u>介護券交付処理簿</u> (通知) 第3条 [略] 2 所長は、被保護者が居住地を市外に移転したときは、速やかに、必要な決定を行い、 <u>転出通知書</u> により、新たな居住地の福祉に関する事務所の長に通知しなければならない。

3 [略]

(申請書)

第4条 保護の開始又は変更の申請は、生活保護法による保護申請書（様式第12号）によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第18条第2項に規定する葬祭扶助の申請は、葬祭扶助申請書（様式第13号）によるものとする。

3 第1項の書面に添付する書面は、次のとおりとする。

- (1) 給与証明書（様式第14号）
- (2) 住宅補修計画書（様式第15号）
- (3) 生業計画書（様式第16号）

(決定通知書)

第5条 法第24条第3項（同条第9項において準用する場合を含む。）、第25条第2項及び第26条に規定する書面は、保護決定（変更）通知書（様式第17号）、保護申請却下通知書（様式第18号）又は保護廃止（停止）決定通知書（様式第19号）によるものとする。

(検診命令書等)

第6条 所長は、法第28条第1項の規定に基づき検診を受けるべき旨を命ずるときは、検診命令書、検診書及び検診料請求書（様式第20号）を交付するものとする。

(調査の嘱託等)

第7条 法第29条の規定による調査の嘱託は、生活保護法第29条の規定に基づく調査について（様式第21号）によるものと

3 [略]

(申請書)

第4条 保護の開始又は変更の申請は、生活保護法による保護申請書によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第18条第2項に規定する葬祭扶助の申請は、葬祭扶助申請書によるものとする。

3 第1項の書面に添付する書面は、次のとおりとする。

- (1) 給与証明書
- (2) 住宅補修計画書
- (3) 生業計画書

(決定通知書)

第5条 法第24条第3項（同条第9項において準用する場合を含む。）、第25条第2項及び第26条に規定する書面は、保護決定（変更）通知書、保護申請却下通知書又は保護廃止（停止）決定通知書によるものとする。

(検診命令書等)

第6条 所長は、法第28条第1項の規定に基づき検診を受けるべき旨を命ずるときは、検診命令書、検診書及び検診料請求書を交付するものとする。

(調査の嘱託等)

第7条 法第29条の規定による調査の嘱託は、生活保護法第29条の規定に基づく調査についてによるものとする。

する。

(扶養照会)

第8条 所長は、法第4条第2項の扶養義務者の扶養の可否を確認するために、要保護者の扶養義務者に対し、生活保護法による保護の決定に伴う扶養義務について（様式第22号）により照会するものとする。

2 法第24条第8項の規定により明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者に対し、要保護者の保護の開始について通知するときは、生活保護法による保護の決定に伴う扶養義務者への通知について（様式第23号）によるものとする。

3 法第28条第2項の規定により明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者に対し、扶養義務を履行しない理由について報告を求めるときは、生活保護法第28条第2項の規定に基づく報告について（様式第24号）によるものとする。

(入所等依頼書)

第9条 法第30条第1項のただし書の規定に基づき入所等を委託するときは、入所等依頼書（様式第25号）によるものとする。

(就労自立給付金申請書等)

第11条 施行規則第18条の4第1項の規定による申請書は、就労自立給付金申請書（様式第26号）によるものとする。

2 法第55条の4第1項の規定により就労自立給付金を支給す

(扶養照会)

第8条 所長は、法第4条第2項の扶養義務者の扶養の可否を確認するために、要保護者の扶養義務者に対し、生活保護法による保護の決定に伴う扶養義務についてにより照会するものとする。

2 法第24条第8項の規定により明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者に対し、要保護者の保護の開始について通知するときは、生活保護法による保護の決定に伴う扶養義務者への通知についてによるものとする。

3 法第28条第2項の規定により明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者に対し、扶養義務を履行しない理由について報告を求めるときは、生活保護法第28条第2項の規定に基づく報告についてによるものとする。

(入所等依頼書)

第9条 法第30条第1項のただし書の規定に基づき入所等を委託するときは、入所等依頼書によるものとする。

(就労自立給付金申請書等)

第11条 施行規則第18条の4第1項の規定による申請書は、就労自立給付金申請書によるものとする。

2 法第55条の4第1項の規定により就労自立給付金を支給す

るときの決定調書は、就労自立給付金決定調書（様式第27号）によるものとする。

3 所長は、法第55条の4第1項の規定により就労自立給付金を支給するときは、就労自立給付金決定通知書（様式第28号）により通知するものとする。

（進学・就職準備給付金申請書等）

第12条 施行規則第18条の9第1項の規定による申請書は、進学・就職準備給付金申請書（様式第29号）によるものとする。

2 法第55条の5第1項の規定により進学・就職準備給付金を支給するときの決定調書は、進学・就職準備給付金決定調書（様式第30号）によるものとする。

3 所長は、進学・就職準備給付金の支給又は不支給を決定したときは、進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書（様式第31号）により申請者に通知するものとする。

（徴収金等支払申出書）

第13条 法第78条の2第1項又は第2項の規定により、保護費又は就労自立給付金を法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金の支払に充てる旨の申出は、生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書（生活保護法第77条の2の規定に基づく徴収金の場合）（様式第32号）によるものとする。

2 法第78条の2第1項又は第2項の規定により、保護費又は就労自立給付金を法第78条第1項の規定に基づく徴収金の支

るときの決定調書は、就労自立給付金決定調書によるものとする。

3 所長は、法第55条の4第1項の規定により就労自立給付金を支給するときは、就労自立給付金決定通知書により通知するものとする。

（進学・就職準備給付金申請書等）

第12条 施行規則第18条の9第1項の規定による申請書は、進学・就職準備給付金申請書によるものとする。

2 法第55条の5第1項の規定により進学・就職準備給付金を支給するときの決定調書は、進学・就職準備給付金決定調書によるものとする。

3 所長は、進学・就職準備給付金の支給又は不支給を決定したときは、進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書により申請者に通知するものとする。

（徴収金等支払申出書）

第13条 法第78条の2第1項又は第2項の規定により、保護費又は就労自立給付金を法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金の支払に充てる旨の申出は、生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書（生活保護法第77条の2の規定に基づく徴収金の場合）によるものとする。

2 法第78条の2第1項又は第2項の規定により、保護費又は就労自立給付金を法第78条第1項又は第3項の規定に基づく

払に充てる旨の申出は、生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書（生活保護法第78条第1項又は第3項の規定に基づく徴収金の場合）（様式第33号）によるものとする。

徴収金の支払に充てる旨の申出は、生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書によるものとする。

（申請書等の様式）

第14条 この規則に規定する申請書、届出書その他書類の様式は、市長が別に定める。

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第33号までを削る。

附 則

この規則は、令和7年12月12日から施行する。